

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1106））
2. 日 時：平成30年7月5日 10時00分～12時25分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

吉村上席安全審査官、岸野主任安全審査官、植木主任安全審査官、千明主任安全審査官、
日南川安全審査官、竹内技術参与、山浦技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他7名

東北電力株式会社：原子力部（原子力設備） 担当 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 建築耐震グループ 副長 他2名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 課長

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム 担当

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震建築） 担当

電源開発株式会社：土木建築部 建築技術室 担当

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、6月25日、27日、28日本及び日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

＜使用済燃料プールの耐震性についての計算書＞

- 計算書の冒頭の構造概要に、鋼製ライナの機能（耐漏洩機能）について言及されているが、評価結果を補足説明資料に記載すること。
- 使用済燃料プールの荷重のうち、地震荷重及び運転時温度荷重の具体的な荷重値の記載について、先行機の記載ぶりを参考にして、再検討すること。
- 使用済燃料プールの底板の面内せん断力について、評価する必要があるか、新規制基準及び関連規格類を再確認し、整理して提示すること。

＜使用済燃料プールの耐震性評価に関する補足説明＞

- 使用済燃料プールの応力解析方法に関し、シェル壁の曲げ変形を拘束する方法について、整理して提示すること。
- 地震荷重の算定結果のプール壁に作用するせん断力及びプール壁端部の相対変形角について、解析モデルとの関係を整理して提示すること。

＜応力解析における断面の評価部位の選定＞

- 同一の記号でマスキングするものとしがないものがあることについて、マスキングを行う基本的な考え方を整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 建物・構築物の耐震計算についての補足説明資料 補足370-2【応力解析におけるモデル化、境界条件及び拘束条件の考え方】